

Getinge グローバルポリシー

グローバル貿易コンプライアンス方針

ドキュメントオーナー アンナ・ロンバーク

バージョン v5

取締役会にて採択される 2023 年 4 月 26 日

1. 概要

ゲティンゲはグローバル企業であり、その製品は世界中で販売・取引されています。ゲティンゲは、事業を展開する国々で適用されるすべての関連法を遵守することを約束します。

ゲティンゲの製品は、関税、制裁、輸出管理法などの様々な国の貿易法の適用を受けます。国境を越えた取引や輸出取引に関わるゲティンゲ社内の全員が、適用される貿易法を遵守するための十分な理解と指示を得るために、本ポリシーはゲティンゲ社の貿易遵守方針（Trade Compliance Policy または Trade Policy）を定めています。

本ポリシーと第 5 項の貿易要件は、操業国に関係なく、すべての Getinge の事業体と従業員に適用されます。

各ゲティンゲ事業部の上級管理職は、この貿易方針が組織内で完全に実施されるようにする責任を負っています。

2. 定義

リスク国— 一般的に貿易制裁や輸出管理法に違反するリスクが高く、制裁によるリスクレベルが小さくない国、および制裁の対象ではないが、回避の試みまたは積み替えのリスクを伴う国（下記 11 項参照）です。新たな制限の実施やリストの更新があった場合は、倫理・コンプライアンスから通知されます。

高リスク国... リスク国よりも包括的な制裁リスクや貿易コンプライアンスリスクの対象となる国。これらの国には、特定のゲティンゲの制限が随時適用される場合があります（下記 11 項参照）。

EC No 2021/821— EU の輸出管理体制を規定するもので、これには（特に）以下のものが含まれません：

- 共通の評価基準および権限（個人、グローバル、一般）を含む共通の輸出管理規則。
- デュアルユースアイテムの EU 共通リスト

CCL- 米国商務省の管理リスト。EU のデュアルユースリストに相当する米国の輸出管理リストです。

EAR- 米国輸出管理規則。CCL および EAR99 品目の輸出管理を規定する米国内の法律。

ECCN- 商取引管理リストで使用される 5 文字のアルファベット数字で、輸出管理目的のためにデュアルユース品目を識別するためのものです。

EAR99- CCL にも US Munitions にもない品目のための米国輸出管理コードです。
リスト

BPRM チーム- クラクフポーランドの Getinge Shared Services Center にあるビジネスパートナーのリスク管理チームで、リクエストに応じてコンプライアンススクリーニングサービスを提供します。

Getinge entity- Getinge を代表して国境を越えた貿易または輸出に関与する Getinge の事業体。

SSU- Getinge の販売とサービスを担当するユニットです。

3. 対象範囲と目的

本ポリシーは、ゲティンゲ社、その子会社および共同事業（以下、共同で「ゲティンゲ社」）のすべてに適用され、当社のすべての従業員、およびゲティンゲ社の敷地内またはゲティンゲ社の指示の下で働くコンサルタントや代理店職員（本ポリシーではすべて「従業員」と呼ぶ）に適用します。

このポリシーの目的は、税関、輸出管理、制裁の分野における基本的な法的要件、特に EU と米国において、国境を越えた貿易や輸出に関わるすべてのゲティンゲ社や従業員が知っておく必要があることをグループ全体で確実に理解することです。

また、グループ全体の取引要件も定めており、リスクエクスポージャーの軽減とコンプライアンスの推進に役立っています。所在地を問わず、すべての事業体と従業員は、これらの貿易要件を遵守しなければなりません。

この貿易政策は、特に追加の指令およびその他の文書によって補完される。

- グローバル・サンクション・スクリーニング・ディレクティブ
- グローバル輸出管理指令

グローバル・サンクション・スクリーニング指令とグローバル・エクスポート・コントロール指令は、Getinge イン트라ネット（GetBasics 内）でご覧いただけます。国境を越えた貿易や輸出に関わるすべての Getinge の事業体は、これらの手続きを実施する必要があります（下記の「6. 実施」を参照）。

このポリシーに加えて、すべてのゲティンゲの事業体は、現地の国内取引法を認識し、その遵守を徹底する必要があります。

適用される貿易法の遵守は、ゲティンゲグループの基本です。貿易法の遵守に失敗した場合、行政罰、刑事罰、風評被害またはその他の悪影響が生じる可能性があります。多くの場合、罰則は数百万ドルを超え、個人では禁固刑もあり得ます。また、ゲティンゲは資金調達ができなくなるなど、深刻な影響を受ける可能性があります。

4. 貿易制裁、輸出管理、税関の概要

サンクション - 一般原則

国連（UN）、欧州連合（EU）、英国（UK）、米国（US）は、国家安全保障や外交政策の利益を促進するために、貿易制裁を頻繁に使用しています。制裁は、しばしば経済制裁または金融制裁と呼ばれる。

制裁の対象は、個人、企業、政府、組織、および制裁対象国との特定の商品またはサービスの取引です。制裁を受けた国との貿易は、常に何らかのリスクを伴います。制裁を受けた国の中には、他の国よりも厳しい貿易制限を受ける国もあるため、しばしばハイリスク市場とみなされます（下記 11 項「リスク国リスト」を参照）。

制裁プログラムの中には、特定の国ではなく、特定の違法行為（化学兵器や悪意のあるサイバー活動）を対象とするものもあります。

リストアップされた人物

ほとんどの制裁は、対象となる国の特定の個人、企業、組織（リストアップされた人物）との資産を凍結し、貿易を禁止する。制裁は、銀行部門を含む経済の全セクターの企業をリストアップすることができます。したがって、ある銀行がリストアップされている場合、他の合法的な取引を含む取引においてその銀行を利用することは違法である。

米国では、リストアップされた人物は、しばしば特別指定国民（SDN）または拒否された当事者と呼ばれることがあります。

上場の理由は様々な可能性があります。特定の標的政権を支持している、あるいは兵器拡散、人権侵害、テロリズムに関連しているなどの理由で、人物がリストアップされることもある。

EU、英国、米国の制裁リストの概要はインターネット上で入手可能であり、例えば <http://www.sanctionsmap.eu>、<https://www.gov.uk/guidance/uk-sanctions> となります。
<https://www.export.gov/consolidated-スクリーニング-リスト>。

上場企業との取引を避けるため、ゲティンゲは特定のリスク市場と取引する際に制裁スクリーニングを実施する必要があります（さらに以下のセクション 5 と 6 を参照）。

上場企業の子会社

上場している人が所有またはその他の方法で支配している会社は、上場もしているものとして扱われるべきです。原則として、上場者が 50%以上所有している会社は、上場者が所有しているとみなされるため、上場もされます。ただし、持株比率が小さいと、子会社が上場企業に支配される可能性があります。上場企業が 25%以上所有している会社は、本ポリシーの目的上、上場企業

であるとゲティンゲは考える必要があります。また、上場会社は、例えば、株主間契約、取締役会の代表、その他の経営管理機能を通じて、支配を行使することができる。

さらに、いかなる企業も（その所有権や支配権に関係なく）、上場企業の代理人として行動することができる。ビジネスパートナーが他人のために取引を行っているかどうかを把握することが重要です。

これらの理由から、ゲティンゲの審査手順では、ビジネスパートナーを所有または管理しているのは誰かという点にも注目する必要があります。所有者が上場企業である場合、その取引は法律で禁止されているリスクが大きい。

間接業務

制裁は、リストアップされた人物との直接的、間接的なビジネスの両方を禁止しています。間接的に行われるビジネス（例えば、販売代理店への販売で、その販売代理店が上場企業に製品を再販する場合など）は、制裁に違反する可能性があります。

Getinge SSU が（制裁対象外の）国の代理店やエンドユーザーに製品を販売し、その代理店やエンドユーザーが制裁対象国に製品を再輸出した場合、違反のリスクがあります。通常、低リスクの市場や国内販売のみに対応している Getinge SSU は、国内のバイヤーが高リスクの制裁対象市場の最終目的地に再輸出するために Getinge 製品を取得しようとする試みに遭遇することがあります。

そのため、上場企業との間接取引や制裁に抵触するような取引を避けるため、リスクベースのアプローチを適用することが重要である。例えば、リスクの高い地域の SSU は、最終目的地に関する知識を確保するために、例えば最終使用証明書や販売業者からの書面による約束など、デューデリジェンスやスクリーニング手続きを実施する必要があります。そうした情報をゲティンゲグループ内で共有することが要求されるでしょう。

特定の商品、サービス、セクターに対する制裁制限

場合によっては、特定の商品、サービス、部門に焦点を当てた制裁を行うこともある。そのため、リストアップされた人物が関与していない場合でも、取引が禁止される場合があります。例えば、A 国は、B 国の石油・ガス部門に対して、A 国の企業が石油・ガスプロジェクトに関連するサービスを提供することを制限することで、制裁を科すことができます。また、このような制限のある商品に対する技術的、金融的なサービスやサポートの提供は一般的に禁止されています。

EU の制裁対象範囲

EU の制裁は、以下に適用されます：

- EU 加盟国の国民であれば、居住地や雇用地を問わず、世界のどこにいても、すべての個人を対象とする；
- EU 加盟国の法律に基づいて設立された、または構成された団体。
- EU 域内で行われるビジネスの全部または一部に関して、すべての個人および法人を対象とする。

英国制裁の範囲

英国の制裁は、以下に適用されます：

本書のプリントアウトおよびコピーは、使用前に有効性、正確性を確認する必要があります。

- 北アイルランドを含む英国全土
- 英国の国民であるすべての個人。これには、英国（その領海を含む）内の人、英国外の英国人、英国のいずれかの地域の法律に基づいて設立または構成された団体を含みます。

米国の制裁対象範囲

プライマリーサンクション

米国の一次（または直接）制裁は、以下に適用される：

- 米国の法律に基づいて組織された会社、その米国外支店、および（特定の制裁プログラムに関しては）その米国外子会社を指します；
- 米国以外の企業の支店または子会社で、米国内にあるもの；
- 世界中のすべての米国市民（二重市民を含む）および永住権保持者（一般に「グリーンカード保持者」と呼ばれる）が、居住地や雇用地に関係なく。
- 米国の領土内にいる米国人以外の者。

ただし、米国の一次制裁は、米国の領域外の非米国人などにも適用される場合があります：

- 米ドルで支払いが行われた場合；
- 輸出される商品またはサービスが米国で製造されたものである場合（したがって、米国の輸出管理規則の適用を受ける）。
- 米国人である会社の従業員が取引の意思決定や実行に関与している場合

つまり、取引と米国との間に関連やネクサスがある場合、米国の一次制裁が適用される可能性があります。

多くのゲティングの事業体は、米国製品を生産し取引したり、米国ドルで注文を見積もるため、すべてのゲティングの事業体、特にリスクの高い市場で取引する SSU は、ある販売取引において、米国製品の再輸出や米国ドル取引など、米国の関連性があるかどうかを理解することが重要です。

米国で商品を生産するゲティングの事業体にとって、その商品が米国との関連性や米国の制裁を引き起こす可能性があり、したがって特定のリスク市場には販売すべきではないことを SSU に知らせることも同様に重要です。

セカンダリーサンクション

米国の制裁の中には、より厳しく、非常に広い範囲に及ぶものもあります。最も注目すべきは、イランと

ロシアでは、米国は「二次的」（または間接的）制裁を採用しており、米国との関係がなくても米国が適用することがある。つまり、米国は、米国 外で活動し、米国との関係や結びつきがない非米国企業の行動に影響を与えるために、非米国企業に対する二次的制裁を使用すると脅しているのである。

米国の二次制裁の対象となる活動を行うと、最悪の場合、企業は米国市場へのアクセスを失い、米国内の銀行資産を凍結され、その他の銀行取引関係を打ち切られる可能性があります。従って、ゲティンゲ SSU がロシアやイランの上場企業に製品を販売した場合、ゲティンゲグループ全体に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

EU ブロッキング法

米国の二次制裁の影響を緩和するため、EU は、EU の企業や個人がキューバやイランに対する米国の一部の制裁に従うことを禁止する、いわゆるブロッキングスタチュー法を採択しています。また、他の国でも同様のブロッキングやボイコットに関する法律が制定される可能性があります。

ゲティンゲの事業体が取引に関連して法律の矛盾に遭遇した場合、倫理・コンプライアンス室に相談してください。

輸出管理

EU とその加盟国、英国、米国、その他多くの国が、特定の機密製品、ソフトウェア、技術の輸出や移転を規制・管理しています。一般的に、コントロールは依存する：

- 製品の技術的な特性は何か、どこへ行くのか；
- エンドユーザーが誰なのか、そして
- 使い道

武器・兵器に関する規制

武器などの防衛関連は特にデリケートで、厳しい規制があります。これらは通常、軍用品と呼ばれるものです。

デュアルユースアイテム

また、ほとんどの国では、その他の機密性の高い「デュアルユース」アイテムの輸出と通過を規制しています。通常の商業・民生用と軍事用の両方の用途を持つ商品、技術またはソフトウェア（情報セキュリティや暗号化ソフトウェアを含む）を具体的にリストアップしたものです。このような品目は、輸出管理分類番号（ECCN）を参照することで識別されます。

EU からの輸出は、EU の デュアルユース規制によって規制されており、その付属書 I には、すべてのデュアルユース品目が記載されています。英国には戦略的軍事品目と二重使用品目の 統合リストがあり、米国にも同様のリスト（ 米国商務管理リスト（“CCL”））があります。しかし、米国はいつか非上場品（一般に EAR99 品と呼ばれる）を規制します。

場合によっては、未掲載のものが管理対象となることがあります。EU は、武器禁輸国や化学・生物兵器の製造に使用可能な物品に対して、いわゆる「キャッチオール」ルールを適用しています。米国にも同様の規則があり、特定の用途に限って輸出を規制しています。

輸出管理リストは定期的に更新されるため、製品開発と同様に更新を監視し、Getinge 製品が管理されているか、または管理されるようになるかどうかを理解することが重要です。

米国再輸出ルール

米国の輸出管理規則は広範囲に及んでいます。米国外で生産された商品であっても、米国産の材料が一定量以上含まれている場合は、米国の輸出管理法に該当するとみなされ、特定の国や特定のリストアップされた人物（例：米国の拒否対象者）に対して認可を必要とするか、禁止される場合があります。

ゲティンゲのエクスポージャーを軽減するために、米国で生産しているすべてのゲティンゲ事業体は、米国原産の商品について他のゲティンゲ事業体、特に SSU に通知し、すべてのゲティンゲ事業体は米国の再輸出規則を認識する必要があります。そのため、審査手続きの実施も重要です。

関税

関税法にはいくつかの適用分野がありますが、主な目的のひとつは、製品が国境を越える際に関税を正しく徴収することです。

関税法は、輸出入の手続きを規制し、商品の識別方法（関税分類）、産地（関税原産地）、金額（関税価格）などのルールを定めます。これらのパラメータによって、輸入時にどれだけの関税がかかるかが決まります。

その他の税関規則では、税関通過や保税倉庫など、関税の停止や軽減が認められています。

不正確な通関業務のリスクエクスポージャーは以下の通りです：

- 輸入時に誤った関税が支払われた場合、税関は遡って関税を請求し、さらに罰則や罰金、場合によっては刑事告発に至ることもあります；
- 付加価値税が課されること；
- 自由貿易協定における関税削減が存在する場合、関税を過剰に支払うこと、
- 税関の原産地や分類が不適切なため、企業のサプライチェーンにおける輸出管理・制裁違反のリスクが高まる。

多くの企業は、社内の能力ではなく、物流業者や通関業者に通関業務をアウトソーシングしています。ただし、未払いまたは不正確な関税については、輸入者または輸出者が法的な責任を負うことになります。

ゲティンゲの国境を越えた出荷および輸出はすべて、関税分類、関税評価、原産地、付加価値税（VAT）、商品・サービス税（GST）およびライセンスに関して正しいものでなければなりません。そのため、税関を担当するゲティンゲの従業員は、取引されるすべての品目について明確で正しい説明を提供できるよう、十分な訓練を受ける必要があります。税関業務を外部に委託する場合は、仲介業者、代理店、物流業者によるコンプライアンスを確保するために、ゲティンゲの事業体は書面による契約と手順を整備する必要があります。

5. 貿易条件

ゲティンゲのすべての事業者は、地理的な場所に関係なく、以下の決定を遵守する必要があります。

リスク国リスト掲載国との貿易に関する手続きについて

ゲティンゲのビジネスエリアや SSU は、リスク国リスト（下記 11 項参照）に掲載されている国との直接的または間接的な取引に従事することは、以下の場合を除いて認められていません：

1. ポーランド・クラクフの Getinge Shared Services Center にある Business Partner Risk Management (TPRM) チームに **スクリーニング 要求**を提出し、必要な勧告を受け、グローバル輸出管理指令に定められた分類、取引スクリーニング、輸出許可要件を遵守する。

上記の要件は、直接取引に従事するすべてのゲティンゲ事業体に適用されます。

したがって、Getinge の生産部門が SSU からリスク国への製品の生産・納入を受注した場合、SSU はシェアードサービスセンターのビジネスパートナーリスクマネジメント (BPRM) チームに審査依頼を提出する必要があります。生産部門は、BPRM チームにリクエストを提出し、クリアランスを受け取ったかどうかを SSU に確認することができます。生産部門と SSU は、エンドユーザー、製品の起源と内容（例：米国起源）等の情報を交換するために協力することができます。生産団体が直接販売を行う場合、審査のために BPRM チームにリクエストを送信する必要があります。

Getinge 社からの要請があれば、BPRM チームはスクリーニングソフトウェアツールを使用して、最低限 Getinge スクリーニング手順 (Global Sanction Screening Directive の第 5 項) に記載されている要件を実装したスクリーニング手順を完了し文書化します。ヒットしなかった場合、BPRM チームは提出団体にグリーンレポートを提出することができます。

スクリーニングの結果、リスクの指摘や疑いがある場合、BPRM チームは、取引に関連するリスクについてグリーンレポートや勧告を行うかどうかを決定する前に、地域倫理・コンプライアンス担当者と協議する必要があります。BPRM チームはゲティンゲの事業体を代表してスクリーニングを行い、地域倫理・コンプライアンス担当者とともにグリーンレポートを出すかどうかを決定していますが、貿易コンプライアンスの責任は各ゲティンゲ事業体にあります。高リスク国に出荷されるすべての製品は、出荷前に輸出管理指令に記載されているように分類され、必要なすべての輸出ライセンスが取得されている必要があります。

さらに見るグローバル・サンクション・スクリーニング指令とグローバル・エクスポート・コントロール指令

リストアップされた人物と取引しない

ゲティンゲの事業体、事業エリア、SSU、従業員、その他は、米国、EU、国連、英国、その他の EU 加盟国の制裁リストや貿易管理リストに記載されている人物と、直接的または間接的に貿易やその他のビジネスに関与することはありません。

この決定は、コンプライアンス・モニタリングの簡素化と合理化のために行われたもので、事業所の国に関係なく適用されます。例外的に、グループ倫理・コンプライアンスは、他の取引が適用されるすべての貿易法を遵守している場合、特定の取引について免除を認めることができます。

6. 実施手順

ゲティンゲの各事業体は、リスクベースのアプローチにより、このポリシーと取引要件を実施することが求められます。

1. リスク国リスト掲載国への直接・間接貿易のリスクを特定する。

各ゲティンゲの事業体は、国境を越えた貿易や輸出に直接または間接的に（ゲティンゲの SSU を通じて）どの程度関与しているか、またその貿易がリスク国リストにある国にどの程度関係しているかを評価しなければなりません。

2. 適切なスクリーニングを実施する

リスク国リストに掲載されている国と直接または間接的に（SSU を通じて）輸出を行うすべての Getinge 事業体は、BPRM チームへの審査依頼を確実にし、リスク国リストの国とのすべての直接および間接貿易に関する報告を得るための指示を実施しなければならない。

リスク国リストに掲載されている国を扱う SSU は、上記 5 項の貿易要件をグループ全体で遵守するため、販売業者やエンドユーザーに関する情報を必要な形で収集し、BPRM チームや要求に応じて他のゲティンゲ事業体と共有することが求められます。

さらに見るグローバル・サンクション・スクリーニング・ディレクティブ

3. 製品の分類と認可要件への適合

各生産部門は、輸出規制（米国原産を含む）、制裁、税関規則に従って、自社製品が正しく分類されていることを確認する責任があります。この分類は最新の状態に維持され、要求に応じて、他のゲティンゲの事業体、特に高リスク国を扱う SSU と共有するものとします。

規制対象商品を製造・輸出する Getinge の事業体は、認可要件が満たされていることを確認するための追加手続きを実施することが求められています。これらの要件は、リスク国リストに掲載されている国以外にも適用される可能性があるため、個別に管理する必要があります。

さらに見るグローバル輸出管理指令

4. 契約条項

すべての Getinge 事業体は、第三者との契約に貿易遵守条項が含まれていることを確認する必要があります。

5. 記録の保存

各 Getinge 事業体は、コンプライアンス活動、特に本ポリシーで要求されるもの、すなわちリスク分析の記録を確実に保持し、要求に応じて正しい情報を他の Getinge 事業体に伝えるものとします。スクリーニングは、リクエストした Getinge の事業体に代わって BPRM チームが文書化します。記録は最低 5 年間、または現地の法律や認可・ライセンスに定められた条件によって要求される場合はそれ以上保存するものとする。記録は、Getinge Group の内部監査や Ethics & Compliance による監査の対象となる場合があります。

6. 貿易コンプライアンスのための組織と機能

ゲティンゲの各事業体は、この方針と適用される法律を実施し遵守することができるように、適切な社内組織とリソースを確保するものとします。これには、BPRM チームによる事前審査が必要な場合に審査依頼を提出し、販売する製品が制裁や輸出管理法の制限を受けないことを確認するための Entity Trade Compliance Responsible を任命することが含まれます。このローカルリードは、販売組織または注文確認組織の一部とすることができ、その組織を通じて行われるすべての販売を明確に可視化し、本ポリシーに従った貿易コンプライアンス手順に従わずにリスク国リストの国への販売が完了しないようにします。

7. トレーニング

ゲティンゲの各事業体は、役員および経営陣に対して、貿易法遵守に関する意識向上トレーニングを実施し、さらに、クロスボーダーおよび輸出取引に関わるすべての従業員に対して詳細なトレーニングを実施する。トレーニングは、一定期間ごとに繰り返し行うものとする。トレーニング教材やトレーナーは、貿易コンプライアンス部長が調整します。

7. ポリシーに対する違反-スピークアップ

遠慮せずに悩みを打ち明けてください。本方針の違反が疑われるゲティンゲの社員は、ラインマネージャー、倫理・コンプライアンス、またはゲティンゲ・スピークアップ・ラインに問題を提起し、話すことが期待されています。Getinge Speak Up Line は、Getinge の社内外のウェブページで利用できます。ゲティンゲでは、懸念や意見を表明した人に対するいかなる報復も認めません。

さらに見るグローバルスピークアップと報復禁止指令

8. 役割と責任

ゲティンゲの全社員は、本ポリシーを読み、理解し、遵守する責任を個別に負っています。各従業員は、本ポリシーに則って行動する責任を負います、

各ゲティンゲ事業部の上級管理職は、この貿易方針が組織内で完全に実施されるようにする責任を負っています。

各 Getinge 事業体の上級管理者は、本方針の遵守と実行を確保するために、以下のような責任を負います：

- 資源を配分する；
- 分類、トレーニング、その他の評価に関する法的支援など、必要な社内外のツールへのアクセスを確保する；
- コンプライアンス情報を交換するために、他の Getinge ユニットとの協力を確保する；
- 適用される法律または本ポリシーへの違反が疑われる場合、および/または特定された場合、適切な行動をとること、
- 貿易コンプライアンスに関する事項について、要請に応じて倫理・コンプライアンスに報告する。

実施にあたっては、リスクベースとし、事業部自身のエクスポージャーやゲティンゲグループ全体によって異なる可能性があります。例えば、一部の Getinge 販売・サービスユニットでは（以下「SSU」）の事業分野では、世界各地で生産・輸出を行っているため、国内向けや低リスク市場向けの販売に比べ、より厳しい貿易コンプライアンス対策を実施する必要がある場合があります。

本ポリシーに違反した場合、解雇を含む懲戒処分を受ける可能性があります。

9. フレームワーク

このポリシーは、ゲティンゲのガバナンスフレームワークの一部であり、以下のようなものがあります：

- 行動規範、戦略的枠組み、取締役会が承認した方針、CEO または CEO の直属の部下が承認した指令、および現地での指示事項
- CEO が承認した「権限の委譲」に基づき、CEO が行った決定、その他
- 倫理・コンプライアンス室は、本ポリシーの最新版を公開し、GetBasics 上で全従業員が利用できるようにする責任を負います。
- 本ポリシーは、隔年または必要に応じて見直されます。
- 本ポリシーの原語は英語です。

10. ガイダンスとアシスト

本ポリシーについて質問がある場合、またはどのルールが適用されるか不明な場合は、倫理・コンプライアンスにご連絡ください。

特定の貿易・輸出取引に関するご質問は、主に地域倫理・コンプライアンス担当者が対応します。

11. リスク国一覧

貿易制裁は、世界の地政学的な動きや国政の動向によって頻繁に変更されます。その結果、制裁対象となるすべての人を適切にカバーする耐久性のある固定的な人物リストや国リストは存在しない。ただし、国別一覧表は、特定のリスクに関連する国を特定するためのものである。

一般的に貿易制裁や輸出管理法に違反するリスクが高い国のリストがあります。

高リスク国とは、包括的な制裁および/または貿易コンプライアンスリスクの対象となる国を指します。

リスク国とは、制裁によりリスクレベルが小さくない国、および制裁の対象ではないが、回避の試みまたは積み替えのリスクに関連する国を指します。

リスク国のリストは別途公表され、定期的に改訂される予定です。資料は、GetBasicsでご覧いただけます。最新のリスクカントリーリストは、GetBasicsに掲載されているリストを常に参照してください。

お役立ちリンク集

[ゲティンゲ行動規範](#)

[グローバル・サンクション・スクリーニング・ディレクティブ](#)

[サンクション・スクリーニング・データシート](#)

[グローバル輸出管理指令](#)

[世界輸出管理区分説明書 \(EU\)](#) [世界輸出管理区分説明書](#)

[\(US\)](#) [世界輸出管理区分説明書 \(US\)](#)